

①戸籍に関する請求書（郵便用）

下記のとおり請求いたします。

令和 年 月 日

請求する人	住所	(〒 -)
	氏名	(印)
	電話番号	※平日の 8:30~17:00 に連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。 【自宅・勤務先・携帯電話】() - () - ()

必要とするもの 必要なものに ○印をつけて ください。	1 戸籍謄本	[通]	2 戸籍抄本	[通]
	3 除籍謄本	[通]	4 除籍抄本	[通]
	5 改製原戸籍	(<input type="checkbox"/> 平成改製 <input type="checkbox"/> 昭和改製)	[通]	
	6 出生から死亡までの連続した戸籍（発行可能な戸籍すべて）	[各 通]		
	7 身分証明	※本人以外は委任状が必要です。	[通]	
	8 附票の写し（全部・個人）	[通]		
	※必要な住所がございましたらその他欄にご記入ください。			
	9 その他	()		

必要な戸籍	本籍地	静岡県菊川市	
	筆頭者氏名	(生年月日：明・大・昭・平 年 月 日)	《筆頭者について》 戸籍のはじめに記載のある方です。 亡くなられていても変わりません。

※※本籍地（番地まですべて）および筆頭者氏名が
正しく記入されていない場合は、交付できません。※※

どなたの戸籍が必要ですか	(氏名) (生年月日 年 月 日)
使用目的	戸籍届出 相続 登記 保険 年金 パスポート その他()

申請するあなたとの関係	本人 配偶者 父母 子 その他()
最近 2 週間以内に、戸籍の届出をされた方はお知らせ下さい。	
平成 年 月 日に、()市区町村へ()届出	

手数料(定額小為替 又は現金書留)	<input type="text"/> 円	と	郵送料 (郵便切手)	<input type="text"/> 円	を同封しました。
----------------------	------------------------	---	---------------	------------------------	----------



《ウラ面の「郵便請求の方法について」をご覧ください。》

郵便請求の方法について

① 戸籍に関する請求書（郵便用）

② 返信用封筒

・書類の返送先（現住所と請求する方の氏名）を記入し切手を貼付しておいてください。

※郵送料について…郵便料金に不足がある場合には、受取人払いにてお送りします。

③ 手数料

・郵便局で《定額小為替》を購入し、同封してください。または現金書留をご利用下さい。郵便切手や収入印紙（証紙）では受付できません。

菊川市の場合	証明書 の 名称	1通あたりの 交付手数料	証明書 の 名称	1通あたりの 交付手数料
	戸籍謄本、戸籍抄本	450 円	身分証明書	300 円
	除籍謄本、改製原戸籍謄本	750 円	戸籍の附票	300 円

※交付手数料は市区町村によって異なります。本籍地市区町村へ事前にお問い合わせ下さい。

④ 本人確認書類

・請求する方の現住所が確認できるものをコピーし同封してください。

※運転免許証または健康保険被保険者証、年金証書・手帳等で住所の記載のある書類

※本人確認が不十分な場合はご連絡させていただく場合がございます。

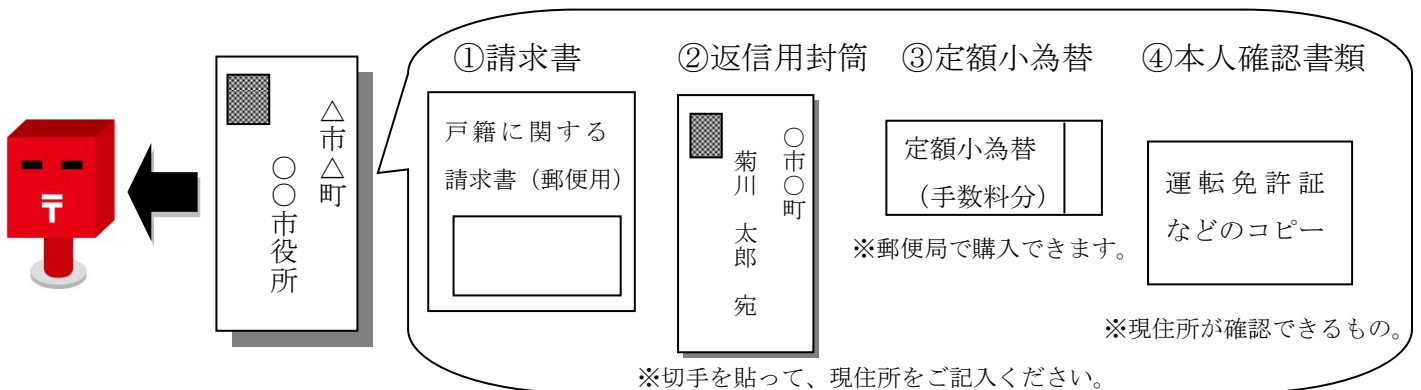
⑤ その他

◎続柄の確認が当該所保管の戸籍で確認できない場合には、続柄の確認できる戸籍を添付してください。（コピー可）

◎法人からの請求については、使用目的が記載され職印が打たれた請求書、疎明資料、法人代表者の資格証明書（発行から3カ月以内）、請求の任に当たっている者の権限確認書類（社員証または委任状）及び本人確認が必要です。

●上記①から⑤を封筒にいれ、本籍地市区町村宛に郵送してください。

（⑤については必要に応じて同封してください。）



※切手を貼って、現住所をご記入ください。

- 注意事項
- (1) 本人以外の請求については委任状が必要となる場合がありますので、事前に本籍地市区町村へお問い合わせ下さい。
 - (2) 相続手続きのため、被相続人の出生以降の連続した謄本をお求めの場合は、必ず事前に本籍地へ手数料等の確認を行って下さい。
 - (3) 個人請求の戸籍の証明書の送り先は、請求者の住民登録地に限りません。勤務先等へは送付できません。
 - (4) プライバシーの侵害につながるような不当な請求には応じられません。

問い合わせ先 ・ 請求先

菊川市役所 市民課 市民係
〒439-8650
静岡県菊川市堀之内 61 番地
電話番号 0537-35-0917(直通)